

青森県報

第十七号

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和7年12月19日

令和七年
十二月十九日
(金曜日)

青森県知事 宮下宗一郎

目次

○生活保護法による医療機関の指定	（健社政策課）	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	一
○生活保護法による医療機関の指定	（同）	一
○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	（同）	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	（同）	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	（同）	三

公 告

名 称	所 在 地	年 指 定 月 日
○行政書士に対する戒告の処分	（総務文書課）	三
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	（構造政策課）	三
○農用地利用集積等促進計画の認可	（同）	四

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年十二月十九日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

名 称	所 在 地	年 指 定 月 日
株式会社エール	上北郡おいらせ町二〇一〇六丁目	令和四年三月二日
エール	上北郡おいらせ町二〇一〇六丁目五〇五	同上

青森県告示第六百一号

山口医院	弘前市大字若葉一丁目六の四	七・三・三
マルチ調剤薬局柏木店	平川市柏木町藤山二〇の三	
坂本歯科クリニック	七戸郡階上町大字道仮字天当平一の一 八九	
小松内科医院	三戸郡階上町大字鶴田字鷹ノ尾九の 八九	
青森県告示第六百二号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。	令和七年十二月十九日	
青森県知事 宮下宗一郎	所 在 地	
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	年指 月 日定 七・三・一
I&H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	年指 月 日定 七・四・一
ハツピー調剤薬局弘前和徳店	弘前市大字和徳町一六五	年指 月 日定 七・三・一
医療法人社団鶴陽会坂本歯科クリニック	七戸郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾九の 七	
青森県告示第六百三号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。	令和七年十二月十九日	
青森県知事 宮下宗一郎	所 在 地	
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	年指 月 日定 七・三・一
I&H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	年指 月 日定 七・四・一
ハツピー調剤薬局弘前和徳店	弘前市大字和徳町一六五	年指 月 日定 七・三・一
医療法人社団鶴陽会坂本歯科クリニック	七戸郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾九の 七	

二号の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

区 分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
変更後	変更前	医療法人相原内科医院	
相原内科医院	弘前市大字青山三丁目八の一		
弘前市大字若葉一丁目六の四	弘前市大字青山三丁目八の一	年 月 日 更 七・四・一	

青森県告示第六百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	所 在 地	年 月 日 止
I&H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	年 月 日 止 七・二・六
成田眼科クリニック	弘前市大字森町九の一	

青森県告示第六百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	所 在 地	年指 定 月 日
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	令和 七・三・一
I & H 野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	七・四・一
ハッピー調剤薬局弘前和徳店	弘前市大字和徳町一六五	七・四・一
医療法人社団鶴陽会坂本歯科クリニック	七北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾九の	七・四・一

公 告

行政書士に対する戒告の処分

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第一号の規定により、次のとおり行政書士に対する戒告の処分をしたので、同法第十四条の五の規定により公告する。

令和七年十二月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

一 氏名 川村智
二 住所 青森市大字羽白字池上二八の一
三 登録番号 第一九〇四一五〇三号
四 処分年月日 令和七年十二月十日

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十二月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積（平方メートル）
平川市沖館西田一七三の二	田	一、四九三

二 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間	借 賃 に 相 当 す る 补 償 金 の 額 (円)
令和八年三月一日	一〇年	二二二三、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出するものとする。

1 提出期限

令和八年一月五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主任たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していること理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成11十五年法律第百一弐）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十一月十九日認可したのと、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公示する。

令和七年十一月十九日

青森県知事 田下 勝一

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字 番地
金谷 勝	五所川原市	青森市	浪岡大字下石川	平野 336番
金谷 勝	五所川原市	青森市	浪岡大字下石川	平野 337番 ほか2筆

野澤 章太郎	青森市	青森市	浪岡大字浪岡	浅井 17番2	ほか1筆
兼平 隆行	弘前市	青森市	浪岡大字長沼	南藤巻 46番	ほか1筆
藤田 茂	弘前市	弘前市	三和 下志塚	189番2	
中田 稔明	弘前市	弘前市	大沢 西下田	牛沢川 31番1	
相馬 典久	弘前市	弘前市	大沢 西下田	168番2	ほか2筆
山田 高広	弘前市	弘前市	新法師 向野	6番15	ほか1筆
相馬 典久	弘前市	弘前市	大沢 西下田	169番	
齊藤 卓覧	弘前市	弘前市	宮館 比内沢	76番	ほか2筆
下山 良信	弘前市	弘前市	大川 上桜川	62番1	ほか1筆
山崎 孝雄	弘前市	弘前市	鬼沢 菖蒲沢	4番9	
株式会社デザイナーフーム青森	弘前市	弘前市	葛原 茂上	81番4	
佐藤 鉄之心	弘前市	弘前市	湯口 一ノ下り山	187番3	
齊藤 英樹	弘前市	弘前市	清水森 前田	332番	ほか1筆
村田 俊昭	弘前市	弘前市	兼平 石山添	163番	
三上 雄大	弘前市	弘前市	大森 勝山	894番	ほか2筆
三上 雄大	弘前市	弘前市	大森 勝山	900番2	ほか1筆
成田 裕太	平川市	南田中	西林元	174番	ほか1筆

對馬 忠法	平川市	平川市	猿賀	富岡	64番1	ほか1 筆
村上 学	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	中野目	前田西	60番2	
村上 輝昭	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	中野目	前田南	32番	
株式会社ラブリーファクトリー	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	川部	下船橋	8番4	
株式会社ライスファクトリー	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	川部	下船橋	9番1	
サイキチ農園株式会社	西津軽郡鶴ヶ沢町	北津軽郡 鶴田町	妙堂崎	米山	377番	
後澤 寿雄	十和田市	十和田市	赤沼	下平	535番1	
斗沢 信一	十和田市	十和田市	洞内	千刈田	1番13	ほか3 筆
田面木 優	三沢市	三沢市	三沢	淋代平	2261番	
高橋 清一	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	上吉田	左ノ平	183番	
四木 誉将	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	犬落瀬	柳沢	5番19	ほか2 筆
沖沢 民治	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	折茂	沖山	826番	ほか6 筆
あおもり南部ファーム株式会社	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	上吉田	入口	67番23 8	ほか3 筆

青森市長・島一丁人	青森市第一番一県号
青森市第二間屋亮人	青森市第三番七号
定価小口一枚二付二十一円七十銭	毎週月・水・金曜日発行